

梅雨、お見舞い申し上げます。梅雨といえども関西は雨量が少ないのですが、他方、南九州では集中豪雨。5月の暑さは真夏なみで、春から初夏や梅雨を通り越して一気に夏になっていました。今年の夏も不安定な気候となりそうです。

このところ、ちょっとした話題に『ふるさと納税』があります。『ふるさと納税』は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄付をし、寄付金控除として申告をすることにより、税金が安くなる制度です。つまり現住所でない他の場所に住民税を納めることが出来る制度です。何で話題になっているかというと、各自治体が「寄付の御礼」として、地元の特産品を提供され、そのものが寄付した金額と同等の物をしていたりして、寄付金控除を受けながら、御礼の品がもらえるとあって、お得な制度として人気が高まっています。

平成20年に寄付した人は3万人だったのが、平成25年に寄付した人は4倍強の13万人となりました。寄付の総額は2倍止まりであったので、裾野が広がり寄付をしている所得層が拡大しています。税制改正により、住民税所得割額の10%が限度でしたが、20%になりました。寄付者がまた増えそうです。

寄付金控除の計算式は所得税からの控除＝(ふるさと納税額－2,000円)×所得税の税率。住民税は住民税からの控除(基本分)＝(ふるさと納税額－2,000円)×10%と住民税からの控除(特例分)の合計です。(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分－所得税率))この特例分が住民税所得割額の20%未満の場合。住民税所得割額の20%を超える場合は住民税からの控除(特例分)＝住民税所得割額×20%になります。また平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税から「ワンストップ特例制度」が適用できるようになりました。給与所得者で確定申告の不要な方がふるさと納税を自治体数が5団体以内である場合はふるさと納税をした各自治体に申請すれば確定申告が不要となります。少額しか適用されなかった方でも控除上限まで寄付が出来るようになります。地方創生のカギを握っているとも言えます。寄付して頂いた方に地方の特産品を配ることにより、地方が活気づき経済波及が浸透すればありがたいことです。過度な御礼の品には税負担のあり方そのものが変わりかねないので要注意です。

総務省 ふるさと納税ポータルサイト <http://www.soumu.go.jp>

梅雨の候、ご自愛下さい。